

Title	糸割符制度をめぐる諸問題(下) : 中村質氏の最近の論文を読んで
Sub Title	Some problems on the itowappu or silk purchase en bloc by privileged merchants (II)
Author	高瀬, 弘一郎(Takase, Koichiro)
Publisher	三田史学会
Publication year	1986
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.56, No.1 (1986. 7) ,p.55- 68
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19860700-0055

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

糸割符制度をめぐる諸問題 (下)

——中村質氏の最近の論文を読んで——

高瀬 弘 一 郎

五

次に、『糸割符由緒書』の創設記事の信憑性についてである。中村氏は基本的に山脇悌二郎氏と同じく、一六〇三年三月二三日付セルケイラの書翰を主な根拠にして、一六〇二年渡来船の取引を事の発端と考えるなら、『糸割符由緒書』等の創設記事と教会史料は大筋において符合する。二年間滞船の事実なく、従ってポルトガル側からの救済願出はないにしても、これをもって創設記事全体の信憑性を否定することは出来ない、と言われる。⁽⁴⁾

山脇氏に対するのと同様、このような見解には根本的に疑問を持つのであるが、それは、創設記事の趣旨をどう読むのか、という、史料の解釈の問題に帰着するようである。制定は慶長九年五月三日（一六〇四年五月三日）であるから、関わってくるポルトガル船は、一六〇

〇年渡来船か一六〇二年船であろう。この両船の生糸取引を伝える教会史料が偶々伝存する。その教会史料により、中田易直氏は一六〇〇年船が発端に関わる船だとされ、山脇・中村両氏は一六〇二年船とされる。何故にこのように両説が生れるかというと、両船の生糸取引事情を記述した教会史料は、共に、『糸割符由緒書』創設記事と、部分的に一致点があるからである。（但、一六〇二年船については、それも無理な解釈の上に立っている。）そこで、その一致点に着目されて、三氏はそれぞれ右の如き説を立てられるわけである。しかし、それは飽くまで部分的一致点であり、他に重大な不一致点をいずれも伴う。そこで中田氏は、その不一致点を、瑣末な誤り、とし、中村氏は、右に記したように、「国内史料にいう二年間滞船の事実なく、従ってポルトガル側からの救済願出はないにしても」と譲歩せねばならないわけである。

しかし私は、このように部分的、一致点を求めて信憑性を論ずることに、根本的に疑問を持つ。中村氏が言われる、『糸割符由緒書』等は約一世紀以上後世のものであるから、大筋を読み取るべきだ⁽⁴²⁾というのは、その通りであろうが、問題は何をその大筋と見るかであろう。

一、ポルトガル船が生糸の売却に隙取り、滞船がなくなったので、彼らが救済を願い出た。

二、家康は小笠原一庵に命じて、京・堺の由緒の商人をして生糸を全部買い取らせた。

三、翌年ポルトガル船が生糸を大量に齎したので、前年買い取った商人の願出により、前年の買高に割りつけ買い取ることを許した。これが糸割符の基となった。

創設記事の大筋とは、右のようなものではなからうか。創設記事の信憑性を問題にする以上、右の大筋の信憑性が立証出来るかどうかの問題でなければならぬであろう。右の一・二が初年度、三は次年度に関するものであるが、一の生糸の売行不振こそが事の発端で、ここから凡てが始まるのである。ところが、中村氏の一六〇二年船とする説はどうかと言うと、氏が根拠とされる一六〇三年三月二三日付セルケイラの書翰⁽⁴³⁾からは、一六〇二年船の生糸については需要が大で、これに乗じたロド

リーゲスの策略もあって、パンカダ価格が異例の高値となった、という趣きしか読みとれない。一体これが先の大筋とどう一致するのか。氏や山脇氏が論拠とされるのは、このセルケイラの書翰の内のただ一カ所、パンカダ価格が余り高くなったので、日本人商人の銀が足りなくなった、という一文のみ⁽⁴⁴⁾である。しかし、この一文のみをもって、先の大筋に信憑性ありとされるのは、如何であろう。中村氏は、一旦決定したパンカダ価格は全員に適用される。家康等による特別措置の買上げがない限り、売れ残らざるをえない、と主張される。しかし、一旦決定したパンカダ価格は全員に適用される、というのは、氏の見解ではあるが、確たる論証を経たものとは言えない。この点について私は、前述の通り、パンカダは複数回行うことがありえたし——従って初回のパンカダ価格が全員に適用されたとは考えられない——、またパンカダ価格が決ったということは、決して価格のみを決めたのではなく、現実に生糸の一括取引が行われたものと考えられる。一六〇二年船については、需要が大であったのでそれはないと思うが、百歩譲って、仮に異例の高値となったパンカダで売残りが出たとしても、望んだだけの生糸が買えなかった上方の商人たちが公方に訴えた⁽⁴⁵⁾

程、需要が大きかったのであるから、売ろうと思えば容易に売れた筈である。願い出たのはポルトガル人ではなく、日本の商人の方である。残余の性格が、創設記事のいう滞荷生糸とは、全く違うのである。この両者を結びつけようとするのは、コンテキストを無視した史料の解釈だと言わざるをえない。

要するに、一六〇二年船を事の発端とする氏説は、一、パンカダ取引についての、確たる論証を経ない見解を基にしたものであり、二、セルケイラの書翰について納得のゆかない解釈をしたものである、という理由から、承服出来ない。

六

次に、糸割符奉書の意義と実効性についてである。中村氏は従来の解釈、とくに「諸商人長崎江不可入候」の「諸商人」を糸割符仲間以外の商人とし、パンカダ決定後の「万望次第致商売」の取引を白糸以外の商品取引とする、などの読み方を疑問とされ、「諸商人」は一般の糸割符仲間を含む。糸価決定後の取引は白糸は除かれている、との考えは無理である。奉書は、新法施行に先立ち、とりあえずパンカダ決定前の諸国商人の長崎入りを禁

じ、パンカダ価の抑制を狙ったものであろう、と言われ⁽⁴⁶⁾る。私は、右の解釈自体には異論はないが、ただ、パンカダ価格が決まらなくては生糸取引が出来ないのは当然のことであり、そのことは、奉書が下される以前の長崎貿易も、同じであった筈である。従って、「諸商人」には一般の糸割符仲間も含み、「商売」には白糸取引を含む、とする氏の見解は、解釈としてはその通りかも知れないが、それらを含むとしたところで、奉書の意義を考える上では余り変りはない、と言わざるをえない。

これに対し、生糸以外の商品については、この奉書の影響は大きい。ポルトガル貿易において、生糸以外の商品の占める割合はかなり大きい。今仮に生糸一五〇〇ピコ、ピコ当りパンカダ価格二〇〇タエルとすると、生糸の売上げは三〇万タエルである。これに対し、ポルトガル船の総売上高を数十万タエルとすると、生糸以外の商品の売上げは全体の半分以上に上るわけである。⁽⁴⁷⁾ポルトガル貿易の終末期については、オランダ史料により、ポルトガル船積載商品の明細が分る。

一六三六年ポルトガル船の総売上高は二三一万七二一四タエル九マス九コンドリン、その内生糸類の売上高は四四万五六七〇タエル四マス五コンドリン（永積訳に

「真綿即ち蚕のまゆ」、東大史料編纂所訳に「けば、すなわち蠶の繭」と訳されている四四〇七タエル八マス六コンドリンを含める)、総売上高に占める割合は一九・二パーセント強。

一六三七年総売上高二四万二三六五タエル六マス五コンドリン、生糸類売上高三六万八三八八タエル八マス一コンドリン(永積訳に「フィロセル」、東大訳に「けば」と訳されている八一二一タエル八マス一コンドリンを含める。また原文欠損箇所はボクサー氏によって補う)、総売上高に占める割合一七・二パーセント。

一六三八年総売上高一二五万九〇二三タエル七マス三コンドリン、生糸類売上高一七万一四四三タエル三マス三コンドリン余(生糸売上高に關しては、原文に欠損箇所あり、細部は明確さを欠く)、総売上高に占める割合は二三・六パーセント強⁽⁴⁸⁾。

このように、生糸以外の商品の長崎貿易に占める割合は、かなり大きかった。従って奉書によって、この生糸以外の商品の取引はパンカダ価格決定後と定められた、となると、そしてそれが遵守実行されたとなると、これはポルトガル側に相当大きな影響を及ぼすものであった、と言えよう。生糸以外の商品は一括取引ではないか

ら、売却に時間を要したであろう。従ってポルトガル側としては、パンカダ交渉を早目に済ませる必要が生じ、結果的にパンカダ交渉におけるその立場を弱いものとした、と言えよう。第一次鎖国令の「異国船もとり候事、九月廿日切たるへき事⁽⁴⁹⁾」は、当然ポルトガル側に相当な打撃を与えるものであったが、奉書の実行はこれに似た効果があつた筈である。生糸については、パンカダ決定が凡てに先行するのは当然のことであるから、一応度外視してよく、奉書の規定が遵守実行されたか否かは、パンカダ価格決定と生糸以外の商品の取引との間の、前後關係に限定して判断すればよいであろう。

確かに氏が言われるように、この奉書を文字通り強制すれば、ポルトガル船が欠航した場合などは、諸国商人は浦上・日見・矢上の宿に釘づけにされ、唐船・朱印船・スペイン船との取引は長崎町人に限定されてしまう、という不合理が生じる。しかし、それこそ弾力的に運用すべきケースであろう。私が奉書不実行の事例として挙げたのは、現にポルトガル側とパンカダ交渉が行われた年(一六一二・三一・三二年)についてのものである⁽⁵⁰⁾。氏はこれらをいずれも特殊な年として例外視される⁽⁵¹⁾。だがそのためには、奉書が実効性を有したことを証明す

る、これに優る史的裏付けを呈示せねばならないことは言うまでもない。この点氏は、奉書の主旨にそった取引が行われたように思われる、として、一六三〇年の事例を挙げる。しかし、氏のこの見解には私は同意出来ない。即ち、平戸商館員クラーメルの長崎旅行中の日記、一六三〇年九月八日条に、「今日ポルトガル人は、彼等の商品を初めて売り始めた。」⁽⁵²⁾と見える。そして翌九月九日条に、次のように記されている。

「型押しのサルピカードは長崎で大いに需要があり、五十テールに売れた。

ポルトガル人の生糸、第一ビチョウ、一斤に付、四十三—五十テール

カンボジャの鹿皮、三級品、百枚に付、二十九テール

赤縮緬、上等のもの、一反に付、五—六テール

白縮緬、一反に付、三十、三十四—三十五テール

紗綾、一反に付、四十六マース

麻、一反に付、四十七—四十八マース

模様入り黒縹子、一反に付、十二テール半

黒縹子、一反に付、十三、十四、十五テール

赤更紗、最上のも、一反に付、三十三マース

先のジャンク船で多数の陶器、白、黒砂糖が来た。

糸割符制度をめぐる諸問題(下)

白砂糖は一ピュルに付十二テールで売れた。昨年は三十テール

黒砂糖は五テール、昨年は十五テール⁽⁵³⁾

右の商品の内、「ポルトガル人の生糸」から「赤更紗」までは、ポルトガル人が売り出した商品であろう。少くともポルトガル人の商品が含まれることは、間違いないであろう。それにつづく「先のジャンク船」とは、同じ日記九月九日条の上記引用箇所直ぐ前に、今年この日まで長崎にシナ・ジャンク船一四艘が来航(更にマニラからも一艘薩摩に渡来)したことが記されており、⁽⁵⁴⁾それを指すと見てよい。即ち、この年ポルトガル人は九月八日に商品を売り始め、翌九日には生糸の第一ビチョウ及び数品目の商品について、売価が決定した——即ち取引が成立したわけである。この年のポルトガル船の生糸は、第一ビチョウのみであったか、他種もあつたかは不明である。もしも他種があつたのなら、その生糸についてのパンカダ取引は、これ以後行われたことになる。また仮に第一ビチョウのみであったとしても、右の通り生糸のパンカダ取引と他商品の取引とが、同時に並行して行われ成立している。即ち、一六三〇年のポルトガル貿易では、奉書の主旨にそった取引が行われた、とは決して言えない。

五九 (五九)

氏は、同日記一〇月八日条の次の記事に注目される。「我々の当地到着以来今日まで、何も仕事が出来なかつたシナジャンク船は、朝早く検査を受け、積荷を下ろした。このジャンク船やガレット船の検査は、彼等の商品を市場に持って来る外国人にとって甚だ不利となるばかりでなく、京、大阪、堺その他隣接の各地からここに来て待っている日本の商人にとつても非常な損失となる。奉行は、例年宮廷に正確に報告した後、当地から日本の里程で二百里にある江戸から、取引開始の許可が来るのを待たねばならない。」⁽⁵⁵⁾

この日（一〇月八日）に検査を受け、積荷の陸揚げが許されたシナ・ジャンク船というのは、前出九月九日条に見える一四艘のジャンク船の一部或いはその後に入港したシナ・ジャンク船を指しているものと思う。中村氏は、文中に見える諸国商人の待機は、糸割符奉書にいう糸価決定前の長崎入りの禁止を指すものであろう、と言われる。⁽⁵⁶⁾しかし、一六二〇年代後半から、キリシタン対策として、ポルトガル船入港後人と物について奉行による取調べが行われ、それが終わらねば商売を行うことが許されないことになったのであつて、右の日記の記事は、⁽⁵⁷⁾そのことを伝えているものであろう。シナ船について

も、ポルトガル船と同様の措置がとられたものであろう。即ち糸割符奉書とは、趣旨の違うことだと言つてよい。また右の記述は、この一六三〇年のことだけを言っているものでもない、と見るべきであらう。要するに、一六三〇年は奉書の主旨にそつた取引が行われたようだ、とされる氏は成り立ち難く、それ所か、むしろ私は、右に記したように、この年も奉書の規定は実行されなかつた、と考える。

このように見てくると、奉書が下されてから一六三二年までの間に、その規定が実行されなかつた事例はあるが、明確に遵守された例は一つも見出しえないことになる。

なお氏は、結論的に、パンカダ取引と他商品取引との前後関係のことは、言わば技術的条項であり、奉書のより基本的な主題・意義は、他の商品に優先する糸価の決定と一括荷受けを「定置年寄共」に命じた、権力を背景とする受荷機構の設定、これを介した貿易・流通の統制に あつたとみるべきで、それは当該都市（商人）の利益享受・直轄都市政策と一体のものであつた、と言われる。⁽⁵⁸⁾

幕府の貿易政策が何を目指したものであれ、それを実現するものは具体的な施策である。従つて、表に現れた

その具体的な施策を通して、政策立案者の意図を読みとるべきであろう。そしてこの場合、その施策とは、勿論年寄共を定置いた、ということもあるが、取引の前後関係の問題がその主要な部分を占める、と言ってよいであろう。それが実行されたか否かは、従って重大な意味を帯びている。右の氏の見解は、奉書の実効性如何の問題に決着をつけることよりも、糸割符制そのものの狙いや意義を論ずるのを先行させたものと言えないであろうか。

七

中村氏は、糸割符制下慶長末のポルトガル船の取引過程を記しておられるが、⁽⁵⁹⁾ここではオランダ人ブルーワールの書翰と、フランシスコ会側に対する反駁を主題とする一イエズス会文書とが、主な史料となっているのである。私はこれら二点の史料の記事内容は主旨を異にするとの認識に立ち、しかも偶々同じ頃の長崎貿易の子細を述べたものであるだけに、厳密な史料批判を加える必要があると考え、かつて小論でこれを取り上げたこともあった。⁽⁶⁰⁾ところが氏は、ブルーワーとイエズス会文書はそれぞれ取引の前半と後半の実態を伝える貴重な史料とさ

れる。そして、積荷の封印、一方的糸価の決定といった所謂押買いの記述がこのイエズス会文書に見えない点について、これは、押買いの取引をそのまま記すと、その折衝でのプロクラドールの役割や長崎奉行とイエズス会との利害対立に触れざるをえず、それ自体フランシスコ会側の非難を事実として認めることになるので、意図的に書かなかつたのだと言われる。⁽⁶¹⁾しかし、これは納得のゆかぬ論である。ここでフランシスコ会側が非難しているのは、イエズス会の商取引介入といったような、イエズス会の体質、プロクラドールの職域のことではなく、イエズス会はポルトガル船の生糸を全部一旦買い占め、その後これを高値で日本側に転売して歴大な差益を得ている。このため長崎奉行等との間に利害対立が生じた、という具体的な行為である。そしてこの行為は、日本側が押買いをすれば行ない得ないものであることは明らかである。この文書の問題の記述は、そのようないわれのない非難中傷を打消すためのものであるから、押買いが行われていたのであれば、当然それを強調しない筈はない。従って、フランシスコ会からの非難をかわすために、又とない有効な論拠となりうる押買いの事実を記していないということは、押買いが果して行われていたかどうか

か、疑問を抱かせるのは当然である。氏は当イエズス会文書にも作為がある、と言われるが、他の箇所に作為があるにしても、それは右の押買いの事実を書かない理由の説明にはならない。

となると、矢張りブルーワーカーの記述を問題にせざるをえない。一六一三年二月一日付平戸発であるから、時間的には一六一二年の取引を記したと見なされ勝ちであるが、私は一六一二年の取引がブルーワーカーの言うように押買いであったとは考えない⁽⁶²⁾ので、むしろこれは、多分に一六〇九年ノッサ・セニョーラ・ダ・グラッサ号の場合のことを念頭に記述したものであり、しかもブルーワーカーは、ポルトガル人のパンカダ取引の実情をよく知らなかったものと思う。グラッサ号については、取引等一連の経緯をかなり明細に伝える史料が伝存しているので、その関係箇所を挙げて考察してみる。「アンドレ・ペッサアが一六〇九年に「日本」航海のカピタン・モールとして来航したナウ船ノッサ・セニョーラ・ダ・グラッサ号焼亡に関する報告書」の一節である。

「貿易のナウ船で日本に渡来したポルトガル人たちは、常に日本の国王たちから恩恵を施され、その役人^{ゴッセルナドール}たちから厚遇され、尊重された。一つには、彼らが外国人であ

り、完璧なまでに真実を語り、真実を問題にして名譽を保っているからであり、また一つには、日本の国全体がポルトガル人たちとの商取引から得ていた利益による。

そのことを考慮して、彼らは常に、商品の面でも人の面でも、多大な特権・自由・免除 *mitos privilegios, liberdades, e isenções* が与えられた。そして当地の司直たちは、彼らには関与せず、凡てをカピタン・モールに任せた。「中略」

〔長谷川左兵衛・村山当安〕

長崎の二人の役人は、もしもポルトガル人たちが日本全体の支配者から、これ迄のように恩恵を施され、彼らの古くからの特権と自由 *antigos privilegios, e liberdades* を享受しつづけるならば、望み通りにその野望を遂げることが出来ないのを見て、既に以前から、何人かのカピタンに対して、新しい慣習法と法を課して彼らを服従させよう、と努めてきた。「中略」

〔左兵衛・当安〕

さらに彼らは付け加えた。このこと凡てを是正するためには、ポルトガル人たちから古くからの自由 *liberdades antigas* を奪い、彼らを日本の法に従わせて、今迄行なってきたような名譽と恩恵を彼らに与えないのがよい、と。「中略」

〔ノッサ・セニョーラ・ダ・グラッサ号〕

かくして、ナウ船が港口に着くや、まだ帆を張ってい

〔左兵衛〕ダイフ

る内に、奉行は内府自身の命令によって、次のことを命じた。船内に監視人たちを置き、そして彼の許可なしに、またこの監視人たちによって先ず凡ての登録がなされない内は、何人たりと上陸させてはならず、いかなる財貨をも陸揚げさせてはならない、と。カピタン・モール・アンドレ・ペッソアは、慣行と古くからの自由 *custume, e liberdades antigas* に反するかような新奇な仕方を見て、それに同意しようとしなかった。それ故、奉行が配置した監視人たちは、彼らの意図したことを実行することなしに、陸に戻った。その後奉行は、次のように命じた。少くとも財貨を陸揚げする時には、自分の部下二人が監視人としてナウ船内において、箱や梱を開けて検分し、その中味凡てとその所有主を目録にする。先ず自分が箱と梱を一つづつ検分させる以前に、何も売ってはならない、と。それは、内府のために最上と思われる品を入手するためだと彼は言った。このことにも、カピタン・モールは同意を与えなかった。そして、これは新しい慣行であり、商売を損うものだ、と言った。また、陸上ではいかに望みのまま振舞おうと、自分が主でありカピタンである自分のナウ船の中では、そうはいかない、と言った。結局、多くの論議の末、波止場に陸揚げした

糸割符制度をめぐる諸問題(下)

時に、箱と梱の表面だけを検分して目録にとる以上のことはしない、ということ合意し、その通り行われた。それから数日して、同奉行は、既に上陸していたポルトガル人たちの家々で、凡ての財貨を一つづつ検分するよう命じた。そして、好みの財貨を望みの価格で買った。これは内府のためだと言った。ポルトガル人商人たちは、非常な安値故にその価格を受け入れなかった。彼らは上述の財貨に封蠟印をした。そして、奉行の許可なしにそれらの財貨を他人に売ってはならない、と言った。このため、哀れなポルトガル人たちは、奉行の役人たちの望んだ価格で売ることが強いられた。しかも、これは掛売りであった。彼らは、最上品をあるだけ凡て買占めた。そしてそこから厩大な利得が期待出来たので、奉行は、五万タエル以上の財貨を買い、ポルトガル人たちに大きな損失を与えた。尤も、この勘定には、ナウ船の生糸は入っていなかった。価格が決まらなかったからである。生糸については、彼らが非常な安値をつけてきたからである。〔中略〕

間もなく有馬殿がわれわれのカーザに来て、アルマサンの代理人を呼ぶよう命じた。そして、彼とパンカダについて話し合い、次のように言った。自分は生糸の価

格を決めるために、長崎ゴッセルナドールの役人たちに対して権限を帯びている。従って、上述の役人たちとはなく、自分とやっけて行くように、と。⁽⁶³⁾ (傍点引用者)

この史料から、次の事実が分る。

一、グラッサ号以前——ということとは、即ち一六〇七・八年が欠航故、一六〇六年渡来船迄は、ポルトガル船は長崎において、商品と人の面で特権・自由を享受していた。この特権・自由の内容は、貿易関係に限って言えば、役人の船内立入による積荷の検査・積荷目録作成・封印等を伴う押買行為のない商業慣行を指す、と考えてよいであろう。

二、グラッサ号については、特に長谷川左兵衛と村山当安が、彼らの思惑から、ポルトガル人の右の特権・自由を剝奪しようとしたが、ポルトガル側の強い抵抗に会い、役人の船内立入りを伴う行為に及ぶことは断念し、生糸以外の陸揚げされた商品についてのみ、検査・積荷目録作成の上、押買行為に出た。

三、生糸は押買いの対象にならず、パンカダ交渉が行われたが、この時迄には価格の点で折合いがつかなかった。そしてその後も引つづきパンカダ交渉が行われた。

この史料は、勿論グラッサ号以前の取引について述べているにすぎない。しかし、一六一二年にポルトガル貿易が再開されるに当って、ポルトガル側に「古くからの自由」が許され、それになつた仕法で同年から貿易が行われた以上、その自由の内容を窺い知る上で、右の記述は重要な意味を有する。その自由とは、右の一に記したように理解してよいであろう。そしてポルトガル側は、一六〇六年の取引迄は、あらゆる商品についてこの自由を享受していた、と考えてよい。一六〇九年のグラッサ号について、長谷川左兵衛等は、当初は全商品について、彼らからその自由を奪うことを狙つたようであるが、先方の強い抵抗に会い、結局生糸以外の商品についてののみそれを果した。(但、役人の船内立入りはなかつた。) 生糸についてはそれが出来なかつたのは、生糸について押買的取引を行うには、役人の船内立入りによる検査・積荷目録作成がどうしても必要である——生糸は船積みそのままパンカダ交渉が行われた——にも拘らず、これを果すことが出来なかつたからであろう。

このように、グラッサ号に関してポルトガル人は、生糸以外の商品については「古くからの自由」が奪われたわけであるが、彼らはこれを重大視した。従って、グラ

ッサ号事件後貿易を再開するための交渉においては、この「古くからの自由」が再び認められるよう、彼らは尽力した。そしてそれが認められたものとポルトガル側が判断した朱印状が、交渉の末で幕府から彼らに下され、それに基づいて一六一二年から貿易が再開されたのである。その朱印状は、慶長一六年季秋及び同一七年九月付のものであり、それぞれの文中の「売買法度以下、如前規可無相違者也」及び「市易売買可為如前々也」こそ、ポルトガル側が「古くからの自由」が許されたと判断した文言だと言ってよい。中村氏は、「古くからの自由」即ち朱印状の右の文言を、長崎着岸・パンカダ取引といった大枠を言っている、とされるが、ここで問題になったのは、そのようなことではないのである。一六一二年からの貿易について、ポルトガル人がグラッサ号の時のように「古くからの自由」が侵されたのなら、それが教会史料に反映されない筈がない。繰り返すが、「古くからの自由」を奪われたグラッサ号の時でも、押買いは生糸以外の、陸揚げ済みの商品についてのみ行われた。それが、その自由を回復した筈の一六一二年以後の取引で、生糸について、船内立入りによる検査・積荷目録作成を伴う押買いが行われたと推測することが、どうして可能

糸割符制度をめぐる諸問題 (A)

なのであろうか。それがもしも行われたのなら、これはグラッサ号の時以上に自由・特権が奪われたことになるが、それが教会史料に反映されないのは、どう説明出来るのであろうか。その、一六一二年の取引事情を伝える主な史料は、一六一二年一月一日付長崎発、司教セルケイラのスペイン・ポルトガル国王宛て書翰であるが——これは取引の進行中に記述されたもの——今一点、同じセルケイラが取引終了後の一六一三年三月二〇日付で長崎から国王に書き送った書翰を挙げる。

「マカオ市と日本との間の商業は、ナウ貿易船の渡来によって、可もなく不可もなく再開された。同船は、財貨を妥当な価格で売却して、既にシナに戻った。尤も主要な財貨である生糸のパンカダは、希望し、そして予期したよりも低かった。しかし、それ以上の価格は不可能であった。というのは、このナウ船の生糸以外に、去るモンズーンでマニラから大量の生糸がもたらされたからである。」

一六一二年の取引は、マニラから大量の生糸がもたらされたことによる国内生糸相場の下落のため、そのパンカダ価格にはポルトガル側に不満があったようであるが、取引仕法自体については特に記していない。グラッ

サ号以前に比して、ポルトガル側に不利な方向に変化したことは読みとれない。

さらに三年後の一六一五年の取引状況を伝える、一六一五年一月三日付マカオ発、ルセナのイエズス会総会長補佐宛て書翰も挙げる。

「ナウ船が日本に着いて間もなく、一〇月初めに吹き始める最初の北風で、一艘の小船を送って、「ナウ船が日本に」着いたこと、および行われた商いや銀についての情報を「マカオ」市に与えるのを常とする。今年は、われわれが日本での経緯について知ることを非常に期待していたにも拘らず、これ迄に一艘も来ない。われわれは、ナウ船が彼地で有利な取引をし、既に凡て売り尽して、降誕祭以前に戻って来るものと思っている。このわれわれの予測に加えて、日本から来たシナ人たちが、ナウ船は一〇日か一二日以内に戻るであろうということ、凡てを高値で売り尽したと、大坂城主である太閤様の息子が、日本の半分の支配者だということを語っている。⁽⁶⁸⁾」

いささか明確さを欠くが、一六一五年の取引について、押買いに類するポルトガル側に不利な商いが行われた様子は、読みとれない。

一六二〇年代半ばから、主にキリシタン取締りの目的

で、人と物の両面からポルトガル船に対する幕府の統制が加えられる。物について言えば、一六二六年渡来船から、長崎奉行による船内立入りによる搭載品の取調らべと目録の作成が、行われるようになった。⁽⁶⁹⁾この措置がポルトガル側にとっての重大な脅威として特記されていることは、それ迄はこのようなことが行われてこなかったことを物語っている。

このように考えてみると、一六一二年の取引において、生糸について押買いが行われたように伝えるブルーワリーの書翰は、良質の史料とは言えず、パンカダ取引の実情をよく知らない者が皮相的な記述をしたものと言わねばならない。そしてそこには、多分にグラッサ号の時の押買い——生糸以外の商品に対する——の事実が二重写しになっていた、と言えよう。従って、中村氏は慶長末の取引過程を論ずるに当り、取引の前半を明らかにするものとして、このブルーワリーの書翰を重視されるが、この点典拠とされた史料に疑問があると言わねばならない。

八

中村氏が今回の論文で論ぜられた諸問題の内、筆者が

見解を異にする点を取り上げ、私見を記述した。中村氏初め多くの方々のご批判を仰ぎたい。とくに、私の読みの浅さから、中村氏の論旨を正しく理解しないで、批判を加えたことがありはせぬかと危惧している。その場合は、氏のご叱正をたまわりたい。

註

- (41) 中村論文、一三〇一八頁。
- (42) 同右、一八頁。
- (43) Jap. Sin. 20-1, f. 167, 167v. 拙訳『イエズス会と日本』一、岩波書店、一九八一年、二五三〇二五七頁。
- (44) Jap. Sin. 20-1, f. 167. 拙訳、同右、二五四頁。
- (45) 一六〇三年一〇月三日付長崎発パンオのイエズス会総会長宛て書翰 Jap. Sin. 14-1, f. 129v. 一六〇三年一〇月六日付長崎発、一六〇三年一月から同年九月までのイエズス会年報 Jap. Sin. 54, f. 172, 172v. 拙稿「糸割符制度の起源について」(『古文書研究』一四)一一頁。
- (46) 中村論文、二一〇二三頁。
- (47) 拙稿「マカオと長崎間貿易の総取引高・生糸取引量・生糸価格」に記した数値に基づく試算。
- (48) 永積洋子訳、前掲書、三、四〇八・四〇九・四一二頁。四、二八・二九・三二・一五二・一五五頁。東大史料編纂所、前掲書、原文編之二、一三六・一三八頁。同原文編之三、七四・七六・三二八〇三三〇頁。訳文編之二(上)、糸割符制度をめぐる諸問題 (A) 一七〇・一七一・一七六頁。同訳文編之三(上)、一〇〇・一〇一・一〇五頁。同訳文編之三(下)、二〇三〇二〇五・二〇九頁。C. R. Boxer, The Great Ship from Amacon, p. 194. 山脇悌二郎、前掲論文、一二五〇一二七頁。拙稿「マカオと長崎間貿易の総取引高・生糸取引量・生糸価格」五七〇六一・六六〇六八頁。
- (49) 『徳川禁令考』前集第六、四〇四九。
- (50) 拙稿「成立期の糸割符とパンカダ・パンカド取引について」二〇四・二〇五頁。
- (51) 中村論文、三四・四二頁。
- (52) 永積洋子訳、前掲書、一、岩波書店、昭和四四年、三六六頁。
- (53) 同右、一、三六七・三六八頁。
- (54) 同右、一、三六六・三六七頁。
- (55) 同右、一、三七五頁。
- (56) 中村論文、三二頁。
- (57) 拙著『キリシタン時代の研究』六五〇〇六五三頁。
- (58) 中村論文、三四頁。
- (59) 同右、二七〇二九頁。
- (60) 拙稿「教会史料を通して見た糸割符」(『社会経済史学』三七ノ五)六〇一八頁。
- (61) 中村論文、二七頁。
- (62) 拙稿「教会史料を通して見た糸割符」一二〇一八頁。
- (63) Jap. Sin. 31, ff. 361, 361v., 367. C. R. Boxer, 六七 (六七)

“Antes quebrar que torcer” — Pundonor Portugues em Nagasaki 3-6 de Janeiro de 1610”, *Boletim do Instituto Portugues de Hongkong*, 3, pp. 163-166, 182. 五野井隆史「一六一〇年長崎沖におけるマドレ・デ・デウス号焼打に関する報告書」(『キリシタン研究』二六)三〇四〜三〇七・三三二頁。

(64) 村上直次郎『増訂異国日記抄』駿南社、昭和四年、五四・一一五・一一六頁。

(65) 中村論文、二五頁。

(66) *Jap. Sin.* 15-II, f. 191. 21-II, f. 266. Cortes 566, f. 174. 拙稿「教会史料を通してみた糸割符」一五・一六頁。

(67) Cortes 566, f. 257, 257v.

(68) *Jap. Sin.* 16-I, f. 239v.

(69) 拙著『キリシタン時代の研究』六五〇〜六五三頁。とくに六五二頁に挙げた一六二七年三月三十一日付マカオ発、一六二六年日本年報 *Jap. Sin.* 63, ff. 54v, 71v.

(70) 中村論文、二七、二八頁。